


<ul style="list-style-type: none"> 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等； 《里兆法律资讯》通过多渠道发送，旨在向企业、社会公众提供最新的中国法律及资讯信息，以及律师研究成果等公益法律服务； 关于《里兆法律资讯》的订阅规则、版权声明、免责声明、以及其他更多内容，请访问里兆律师事务所网站中的“里兆法律资讯”栏目； 您还可关注微信公众号“里兆视野”（微信二维码见右侧），更便捷地阅读《里兆法律资讯》的重点内容。 	<ul style="list-style-type: none"> 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。 「里兆法律情報」は最新の中国法律及び弁護士による研究成果など公益の一助となる法律サービスを企業及び一般向けに提供することを目的として、多様なチャネルから配信しております。 「里兆法律情報」の受信閲覧規則、著作権表示、免責事項、及びその他さらに多くのコンテンツをご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「里兆法律情報」欄にアクセスしてください。 WeChat 公式アカウント「里兆視野」から「里兆法律情報」の要旨を逸早くご覧いただけます(左の WeChat・QR コードを読み取っていただきますと、入力の手間が省けます)。
--	--

中国上海市陆家嘴环路 1000 号恒生银行大厦 29 层

Issue 915-2025/04/08~2025/04/14

目录

(点击目录标题，可转至相应正文；点击正文标题，可返回目录。)

一、最新中国法令

- 关于将护盾人工智能公司等 6 家美国企业列入不可靠实体清单的公告..... 2
- 商务部公布将 12 家美国实体列入出口管制管控名单..... 2
- 国务院关税税则委员会关于调整对原产于美国的进口商品加征关税措施的公告..... 2

二、最新资讯

- 国家互联网信息办公室发布首批数据出境安全管理政策问答..... 3

三、里兆解读

- 《个人信息保护合规审计管理办法》解读... 4

四、近期热点话题..... 7

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されません。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、最新中国法令

- シールドAI 社など米国企業 6 社を信頼できないエンティティ・リストに収載することに関する公告... 2
- 商務部は、米国の事業者 12 社を輸出管理規制リストに収載することを発表した..... 2
- 米国原産の輸入商品への追加関税措置に関する国务院関税税則委員会による公告..... 2

二、新着情報

- 国家インターネット情報事務室が、データ越境移転安全管理政策の Q&A(第一回目)を公表した. 3

三、里兆解説

- 「個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法」を考察する..... 4

四、トピックス..... 7

一、最新中国法令

● 关于将护盾人工智能公司等 6 家美国企业列入不可靠实体清单的公告

【发布单位】商务部
【发布文号】不可靠实体清单工作机制〔2025〕8号

【发布日期】2025-04-09

【内容提要】自 2025 年 04 月 10 日 12 时 01 分起，将护盾人工智能公司等 6 家美国企业列入不可靠实体清单。

- 禁止上述企业从事与中国有关的进出口活动；
- 禁止上述企业在中国境内新增投资。

【法令全文】请点击以下网址查看：

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_c29bed8111a5406ea44f363694865ac2.html

● 商务部公布将 12 家美国实体列入出口管制管控名单

【发布单位】商务部
【发布文号】商务部公告 2025 年第 22 号
【发布日期】2025-04-09

【内容提要】自 2025 年 04 月 10 日 12 时 01 分起，将美国光子公司等 12 家美国实体列入出口管制管控名单。

- 禁止向上述 12 家美国实体出口两用物项；正在开展的相关出口活动应当立即停止。
- 特殊情况下确需出口的，出口经营者应当向商务部提出申请。

【法令全文】请点击以下网址查看：

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_c6b190344a154e6f831e0fdcf190e41e.html

● 国务院关税税则委员会关于调整对原产于美国的进口商品加征关税措施的公告

【发布单位】国务院关税税则委员会
【发布文号】国务院关税税则委员会公告 2025 年第 6 号

【发布日期】2025-04-11

【出台背景】国务院关税税则委员会发布公告。自 2025 年 04 月 10 日 12 时 01 分起，中国对原产于美国的进口商品加征关税税率，由 34% 提高至 84%。

【内容提要】自 2025 年 04 月 12 日起，对原产于美国的进口商品加征关税，提高到 125%。鉴于在目前关税水平下，美国输华商品已无市场接受可能性，如

一、最新中国法令

● シールドAI 社など米国企業 6 社を信頼できないエンティティリストに掲載することに関する公告

【発布機関】商務部
【発布番号】信頼できないエンティティリスト作業メカニズム〔2025〕8号

【発布日】2025-04-09

【概要】2025 年 4 月 10 日 12 時 01 分から、シールド AI 社など米国企業 6 社を信頼できないエンティティリストに掲載する。

- 上記企業による中国に関連する輸出入活動を禁止する。
- 上記企業による中国国内での新規投資を禁止する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_c29bed8111a5406ea44f363694865ac2.html

● 商務部は、米国の事業者 12 社を輸出管理規制リストに掲載することを発表した

【発布機関】商務部
【発布番号】商務部公告 2025 年第 22 号
【発布日】2025-04-09

【概要】2025 年 4 月 10 日 12 時 01 分から、アメリカンフォトリクス等米国の事業者 12 社を輸出管理規制リストに掲載した。

- 上記の米国の事業者 12 社への両用物資輸出を禁止し、現在実施中の係る輸出活動は直ちに停止しなければならない。
- 特別な状況下でやむなく輸出する必要がある場合、輸出事業者は商務部に申請しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_c6b190344a154e6f831e0fdcf190e41e.html

● 米国原産の輸入商品への追加関税措置に関する国务院关税税则委员会による公告

【発布機関】国务院関税税則委員会
【発布番号】国务院関税税則委員会公告 2025 年第 6 号

【発布日】2025-04-11

【公布背景】国务院関税税則委員会は、2025 年 4 月 10 日 12 時 01 分から、米国原産の輸入商品に対する追加関税税率を 34% から 84% に引き上げることを 発表した。

【概要】2025 年 4 月 12 日から、米国原産の輸入商品に対する追加関税を 125% に引き上げる。現状の関税水準のもとでは、米国原産の商品は、中国で売れる可能性はない。

果美方后续对中国输美商品继续加征关税，中方将不予理会。

【备注】海关总署就中国对原产于美国的进口商品加征关税措施有关执行事项发布公告。包括“在途货物”（不加征关税）的申报要求、加工贸易项下进口原产于美国的货物保持现行保税政策不变。

【法令全文】请点击以下网址查看：

https://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202504/t20250411_3961823.htm

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

● [国家互联网信息办公室发布首批数据出境安全管理政策问答](#)

日前，国家互联网信息办公室公布[数据出境安全管理政策问答（2025年4月）](#)，明确数据出境安全评估、个人信息出境标准合同、个人信息保护认证等制度的实施路径。其中包括：

- [个人信息出境必要性的判断](#)；
 - [重要数据的识别和评估](#)；
 - [行业技术标准制定过程中，外资企业的作用](#)；
 - [集团公司跨境传输个人信息的便利渠道](#)；
- 境内多家子公司如同属一家集团公司且数据出境业务场景相似，可以由集团公司作为申报主体合并申报数据出境安全评估或者备案个人信息出境标准合同，提高数据出境工作效率。
- 国家互联网信息办公室正在推动出台个人信息出境保护认证相关管理办法，指导第三方专业认证机构对个人信息出境活动进行认证，境内企业和境外接收方任意一方通过认证，企业即可在认证范围内开展个人信息出境活动，对于通过认证的跨国集团，可在集团内开展个人信息出境活动，无需分别与各国子公司单独签订个人信息出境标准合同。

米国側が今後も引き続き中国原産の商品に対する関税税率をさらに引き上げても、我々は相手にしない。

【備考】税関総署は、米国原産の輸入商品への追加関税措置の実行に関する公告を出した（それには、「未着貨物」（追加関税の対象外）の申告要件、加工貿易下で輸入する米国原産の製品については現行の保税政策がこれまで通り適用されることを含む）。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

https://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202504/t20250411_3961823.htm

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

● [国家インターネット情報事務室が、データ越境移転安全管理政策の Q&A（第一回目）を公表した](#)

先頃、国家インターネット情報事務室が、[データ越境移転安全管理政策 Q&A（2025年4月）](#)を公表し、データ越境移転の安全評価、個人情報越境移転標準契約、個人情報保護認証などの制度の実施方法を明らかにした。それには以下のものが含まれる。

- [個人情報越境移転必要性的判断](#)。
 - [重要データの識別及び評価](#)。
 - [業界技術標準制定過程における外資企業の役割](#)。
 - [グループ会社間での個人情報越境伝送に係る手続きの簡素化](#)。
- 中国国内にある複数の子会社は、同一の企業グループに属しており、尚且つデータ越境移転の取扱場面も似ている場合、これら子会社をひとつの申告主体とみなし、データ越境移転の安全評価若しくは個人情報越境移転標準契約の届出を一括で行うことを可能とし、データ越境移転の効率化を図る。
- 国家インターネット情報事務室は、個人情報越境移転保護認証関連管理弁法（第三者認証専門機関が個人情報の越境移転に対する認証を行ううえでの指針となるものである）を策定しているところである（それには、中国国内企業（提供元）若しくは「中国国外の受け手（提供先）」のどちらかが認証を通過すれば、その認証対象範囲内での個人情報越境移転が可能となり、また、多国籍企業グループの場合、認証を通過すれ

ば、そのグループ会社内で個人情報の越境移転を行う際に、各国の子会社と個別に個人情報越境移転の標準契約を締結することは不要になるなどの内容が含まれている。

- 申請延長データ出境安全評估結果有效期的流程。

(里兆律师事务所 2025 年 04 月 12 日编写)

- データ越境移転の安全評価結果の有効期間延長申請プロセス。

(里兆法律事務所が、2025 年 4 月 12 日付で作成)

三、里兆解读

- 《个人信息保护合规审计管理办法》解读

内容提要

2025 年 02 月 12 日、国家互联网信息办公室正式发布《个人信息保护合规审计管理办法》(以下简称“《审计办法》”), 并将于 2025 年 05 月 01 日开始施行。相较于 2023 年的征求意见稿,《审计办法》在多个维度减轻了企业的合规成本, 对企业而言是一大利好。

正文

《个人信息保护法》《网络数据安全条例》等法律法规, 均对个人信息处理者提出了定期进行个人信息保护合规审计(以下简称“PIPCA”)的要求, 但是, 具体应该如何实施 PIPCA, 在法律法规层面一直是空白状态。本次发布的《审计办法》, 对 PIPCA 进行了更为详细的规定, 并将《个人信息保护合规审计指引》作为附件, 为企业提供了更为明确的指引。本文就将《审计办法》中值得企业关注的重要问题, 以 Q&A 的形式进行解读。

Q1: 哪些企业需要开展 PIPCA?

A1: PIPCA 属于个人信息处理者的义务, 由于企业至少会需要处理高管、员工的个人信息, 因此, 从结论上来说, 所有企业都是个人信息处理者, 都有开展 PIPCA 的义务。

但是, 我们并不认为所有企业都需要实施高强度的 PIPCA。企业由于各自业务存在差异, 其个人信息处理活动也各不相同。对于个人信息处理场景比较简单, 处理风险较小的企业而言(例如, 以 to B 业务为主的多数企业), 实施高强度的 PIPCA 对实现保护个人信息安全这一目的而言未必会有显著的加强, 反而会为企业带来过于高昂的合规成本。反之, 对于个人信息处理场景比较复杂, 处理风险

三、里兆解説

- 「個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法」を考察する

概要

2025 年 2 月 12 日、国家インターネット情報弁公室が「個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法」(以下「監査弁法」という)を正式に発布し、2025 年 5 月 1 日から施行されることとなった。2023 年の意見募集稿と比較してみると、「監査弁法」は複数の方面から企業のコンプライアンスコストを軽減するものであり、企業にとっては大きな朗報である。

本文

「個人情報保護法」「ネットワークデータセキュリティ管理条例」といった法令では、いずれも個人情報取扱者に対し、個人情報保護コンプライアンス監査(以下「PIPCA」という)を定期的実施するよう求めているが、具体的にどのように PIPCA を実施すべきかについては、法令の次元ではブランク状態のままである。今回発布された「監査弁法」では、PIPCA についてより詳細な規定を行い、且つ「個人情報保護コンプライアンス監査ガイドライン」を別紙として、企業向けに明確なガイドラインを提供している。本文では、「監査弁法」の中で企業にとって注目に値する重要な課題について、Q&A の形式をもって考察する。

Q1: どのような企業が PIPCA を実施する必要があるのか。

A1: PIPCA は個人情報取扱者の義務である。企業は少なくとも高級管理職者、従業員の個人情報を取扱う必要があるため、結論から言えば、すべての企業が個人情報取扱者であり、PIPCA を実施する義務を負う。

しかしながら、すべての企業が厳格な PIPCA を実施する必要があるわけではないと筆者は考える。企業はそれぞれの業務が違っており、個人情報取扱活動もそれぞれ異なる。個人情報の取扱いシーンが比較的簡単で、取扱い上のリスクが低い企業(例えば、to B 業務を主とする多数の企業)の場合などは、厳格な PIPCA を実施することが個人情報のセキュリティ保護という目的の実現に必ずしも顕著に効果があるとは限らず、むしろ企業にと

较大的企业而言（例如，以 to C 业务为主的多数企业），则建议在 PIPCA 上投入更多的成本，以利于避免个人信息违规行为对业务正常运营造成负面影响。

Q2：企业需要每年都开展 PIPCA 吗？

A2：《审计办法》规定，处理超过 1000 万人个人信息的个人信息处理者，应当每 2 年至少开展 1 次 PIPCA，其他个人信息处理者可以自主决定定期开展 PIPCA 的频次。

对于处理不超过 1000 万人个人信息的企业而言，虽然法律法规未明确限定 PIPCA 的频次，但由于个人信息保护相关的法律法规和实务情况变化相对比较频繁，我们不建议将 PIPCA 的时间间隔设定过长，结合个人信息处理活动的实际情况在 3~5 年开展 1 次 PIPCA 相对较为合适。此外，企业结合不同的业务活动，分别设定各类业务的 PIPCA 频次也是一种可供探讨的方式。例如，对于处理活动相对稳定、变化不大的员工个人信息处理活动，每 5 年开展 1 次 PIPCA，而对于市场营销等较为复杂的个人信息处理活动，每 3 年开展 1 次 PIPCA。

需要特别提醒的是，根据《未成年人网络保护条例》之规定，处理未成年人个人信息的个人信息处理者，应当每年对其处理未成年人个人信息遵守法律、行政法规的情况进行合规审计，并将审计情况及时报告网信等部门。

Q3：企业是否只能委托专业机构开展 PIPCA？

A3：PIPCA 分为自行审计和监管审计两种基本类型。

自行审计，是指企业自行开展的定期 PIPCA。若企业设置有具备个人信息保护专业知识人员的内部机构，可以通过内部机构开展 PIPCA。若企业未设置有该等内部机构，或希望通过独立第三方更为客观地审查个人信息处理情况的合规性，也可以委托外部专业机构开展 PIPCA。

监管审计，是指监管部门在发现企业出现个人信息处理活动存在严重影响个人权益或者严重缺乏安全措施等较大风险，可能侵害众多个人的权益，或发生个人信息安全事件导致 100 万人以上个人信息或者 10 万人以上敏感个人信息泄露、篡改、丢失、毁损的情形时，要求企业开展的 PIPCA。此时，

若企业投入较高的成本，则可能带来较高的合规成本。反之，若企业投入较低的成本，则可能带来较高的个人信息保护风险。因此，企业在投入成本的同时，也应考虑个人信息保护的风险。对于 to C 业务为主的多数企业而言，个人信息保护的风险较高，因此，企业应投入较高的成本，以利于避免个人信息违规行为对业务正常运营造成负面影响。

Q2：企业是、每年 PIPCA 实施的需要有的吗？

A2：「監査弁法」によれば、取扱う個人情報が 1000 万人を超える個人情報取扱者は、少なくとも 2 年に 1 回、PIPCA を実施しなければならないが、その他の個人情報取扱者は定例 PIPCA を実施する頻度を独自に決定することができる定められている。

取扱う個人情報が 1000 万人を超えない企業に対し、法令では PIPCA の頻度を明確には限定していないが、個人情報保護に関する法律法規及び実務状況が頻繁に変化することを考慮すると、PIPCA の時間的間隔をあまり長めに設定するのは好ましくなく、個人情報取扱活動の実際の状況を踏まえながら、3~5 年に 1 回の頻度で PIPCA を実施するくらいが相対的に好ましいと言える。また、企業が異なる業務活動ごとに、それぞれの PIPCA 頻度を設定することも考えられ得る方法である。例えば、取扱活動が比較的安定しており、変化が少ない従業員個人情報の取扱活動に対しては、5 年に 1 回の PIPCA を実施し、マーケティングなどの複雑な個人情報取扱活動に対しては、3 年に 1 回の PIPCA を実施する等である。

特に注意する必要があることとして、「未成年者ネットワーク保護条例」の規定によると、未成年者の個人情報を取扱う個人情報取扱者は、未成年者の個人情報の自身の取扱いが法律、行政法規を遵守している状況についてコンプライアンス監査を毎年実施し、監査状況をインターネット情報管理部門などの部門に遅滞なく報告しなければならない。

Q3：企業は PIPCA の実施を専門機関に依頼するしかないのか？

A3：PIPCA には、独自監査と監督管理監査という 2 つの基本的なパターンがある。

独自監査とは、企業が独自に実施する定例 PIPCA である。企業は、個人情報保護に関する専門知識を有する要員により構成される内部機構を設置していれば、内部機構を通じて PIPCA を実施することができる。企業がこのような内部機構を設置していない場合、又は独立した第三者を通じて個人情報の取扱状況のコンプライアンス問題をより客観的に審査したい場合などは、外部の専門機関に依頼して PIPCA を実施することもできる。

監督管理監査とは、監督管理部門が企業の個人情報取扱活動に個人の権益に深刻な影響をもたらす、又は安全対策に極めて欠けているなどの高いリスクが存在し、数多くの個人の権益を侵害するおそれがあり得ることが見つかると、又は個人情報安全事件が発生し、100 万人以上の個人情報若しくは 10 万人以上の機微な個人

企业只能委托专业机构开展 PIPCA，且应对发现的问题进行整改，在整改完成后 15 个工作日内，向监管部门报送整改情况报告。

Q4：企业内部应该由谁负责处理 PIPCA 相关事务？

A4：如果企业设立了个人信息保护专职部门，由于其比较熟知个人信息保护相关要求，通常由其负责处理 PIPCA 相关事务为宜。若企业未设立个人信息保护专职部门，则建议由法务部门、审计部门或总务部门等牵头负责。

对于处理 100 万人以上个人信息的个人信息处理者，根据《审计办法》的规定，应当指定个人信息保护负责人，负责 PIPCA 工作。同时，根据《个人信息保护法》规定，还应当公开个人信息保护负责人的联系方式，并将个人信息保护负责人的姓名、联系方式等报送监管部门。不过，目前实务中暂未明确报送的方式。

Q5：企业应在什么时点开展首次 PIPCA？

A5：《审计办法》将于 2025 年 5 月 1 日起正式施行，且《个人信息保护法》施行至今已 3 年有余，结合近几年个人信息监管实务存在诸多新变化之情况，我们建议企业在 2025 年下半年准备开展首次 PIPCA 为宜。

根据不同企业的实际情况，开始实施 PIPCA 的具体时点可以进行灵活安排。例如，对于个人信息处理场景比较复杂的企业，PIPICA 所需的时间将远远多于普通企业，故尽早开始准备实施 PIPICA 可能更为合适。

结语

《审计办法》的出台宣告又一项个人信息合规要求正式落地，未按照法律法规要求开展 PIPICA 的，监管部门将有权依法进行处罚。为切实履行合规义务，确保企业的个人信息处理活动符合法律法规的要求，建议企业尽早咨询专业人员，准备开展 PIPICA。

（作者：里兆律师事务所 董红军、郑旭斌）

情報の漏洩、改ざん、紛失、毀損を招いた場合、企業に PIPICA の実施を命じるものである。この場合、企業は専門機構に PIPICA の実施を依頼し、見つかった問題に是正し、是正が完了してから 15 営業日以内に、監督管理部門に是正状況報告を報告しなければならない。

Q4：企業内ではだれが PIPICA 関連業務を担当すべきか。

A4：企業が個人情報保護専門部門を設置している場合、個人情報保護に関する要求に詳しいことから、通常、同部門が PIPICA 関連業務を担当するのが好ましい。企業が個人情報保護専門部門を設置していない場合、法務部門、監査部門、又は総務部門などが率先して担当するのがよい。

100 万人以上の個人情報を取扱う個人情報取扱者の場合、「監査弁法」の規定によると、個人情報保護責任者を指定し、PIPICA 業務を担当しなければならない。同時に、「個人情報保護法」の規定に基づき、個人情報保護責任者の連絡先を公開し、個人情報保護責任者の氏名、連絡先などを監督管理部門に報告しなければならない。しかし、現在の実務運用上、報告の方法についてはまだ明らかにされていない。

Q5：企業は、どのタイミングで初回の PIPICA を実施すべきなのか。

A5：「監査弁法」は 2025 年 5 月 1 日から正式に施行され、且つ「個人情報保護法」の施行から 3 年余りが経過しており、ここ数年で個人情報監督管理実務において多くの新たな変化があることを踏まえると、企業は 2025 年下半年に初回の PIPICA 実施の準備を開始するのがよいと思われる。

企業ごとの実際の状況に応じて、PIPICA を実施する具体的なタイミングは弾力的に手配することができる。例えば、個人情報の取扱シーンが複雑な企業であれば、PIPICA に必要となる時間は一般企業よりはるかに多くなるため、早めに PIPICA 実施の準備を始めるのがより好ましい。

終わりに

「監査弁法」が公布されたことによって、また 1 つの個人情報コンプライアンス要求が正式に実施されることになり、法令の要求に従って PIPICA を実施していなければ、監督管理部門は法に依拠して処罰する権利を有する。コンプライアンス義務を着実に履行し、企業の個人情報取扱活動が法令の要求を満たすよう、企業はできる限り早めに専門家に相談し、PIPICA の実施を準備しておくのが好ましい。

（作者：里兆法律事務所 董红军、鄭旭斌）

四、近期热点话题

※最近收到咨询及委托较多的话题。

我们可根据贵公司的最新情况提供最佳的解决方案或意见。

- [个人信息保护合规审计](#)
- [职员舞弊等合规案件的调查方法与应对建议](#)
- [依据新《公司法》、《外商投资法》等修改合资合同、公司章程](#)

四、トピックス

※最近ご相談・ご依頼の多い話題です。

貴社の最新状況に則した最適な解決策及びコメントをご提供いたします。

- [個人情報保護適法性監査](#)
- [従業員の不正行為などコンプライアンス案件の調査方法及び対応に関する助言](#)
- [新「会社法」、「外商投資法」等に基づく合併契約、会社定款の修正](#)